

管理薬に関する法規制

01

麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）

重要度



1 目的

麻薬及び向精神薬取締法では、麻薬及び向精神薬の必要な取締りだけではなく、**麻薬中毒者***に対して**必要な医療を行う**旨が記載されている。

わかる！用語解説

※麻薬中毒者

麻薬、大麻、あへんの中毒者をさす。

2 規制対象物質

麻薬	モルヒネ塩酸塩、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、アヘン末、ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）、コカ葉、ナロルフィン、コカイン塩酸塩、メサドン、ペチジン塩酸塩、フェンタニルクエン酸、リゼルギン酸ジエチルアミド（LSD）、メチレンジオキシメタンフェタミン（MDMA）等	
あへん	あへん法に規定されるあへん （けしの液汁が凝固したものおよび加工を施したもの）	
向精神薬	第一種	メチルフェニデート、セコバルピタール、モダフィニル
	第二種	アモバルピタール、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、 ペントバルピタール、フルニトラゼパム
	第三種	オキサゾラム、ニトラゼパム、ジアゼパム、 トリアゾラム、ゾルピデム、フェノバルピタール等
家庭麻薬	家庭麻薬は麻薬の規制は 受けない 。 1%以下のコデイン、ジヒドロコデイン またはこれらの塩類を含有し、これら以外の麻薬を含有していないもの。	

MEMO

3

禁止行為

ジアセチルモルヒネ (ヘロイン)	何人も、輸入、輸出、製造、製剤、小分け、譲渡、譲受、交付、施用、所持、 廃棄してはならない。 (麻薬施用者であってもジアセチルモルヒネを施用することはできない。)
アヘン末	何人も輸入、輸出してはならない。

MEMO

02 麻薬に関する規制

重要度



1 取扱者・取扱い施設の定義

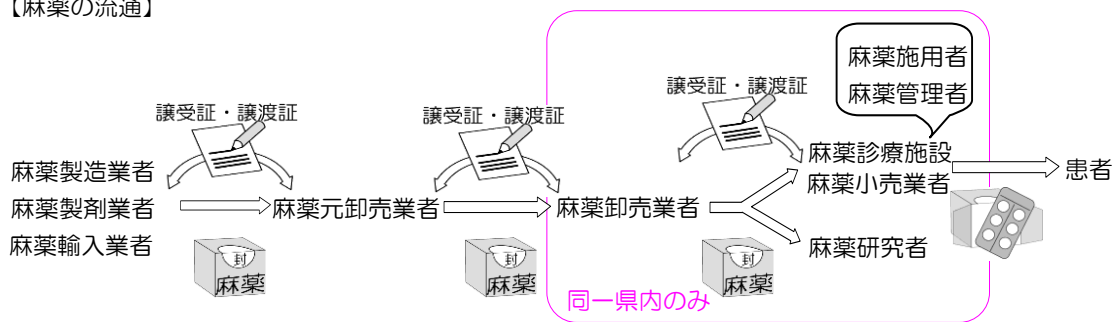
麻薬を取り扱うことができる者を「麻薬取扱者」といい、**免許**を受ける必要がある。

【麻薬取扱者】

麻薬 営業者	麻薬輸入業者	麻薬を輸入することを業とする者
	麻薬輸出業者	麻薬を輸出することを業とする者
	麻薬製造業者	麻薬を製造（精製、加工など）することを業とする者
	麻薬製剤業者	麻薬を製剤にする、小分けすることを業とする者
	家庭麻薬製造業者	家庭麻薬を製造することを業とする者
	麻薬元卸売業者	麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者
	麻薬卸売業者	麻薬小売業者、麻薬診療施設、麻薬研究施設に麻薬を譲り渡すことを業とする者
	麻薬小売業者 （主に薬局）	麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者
麻薬施用者	治療の目的で麻薬を施用、交付、また麻薬処方箋を交付する者	
麻薬管理者	麻薬診療施設で施用、交付される麻薬を業務上管理する者	
麻薬研究者	学術研究のため、麻薬原料植物を栽培、麻薬を製造、使用する者	

MEMO

【麻薬の流通】



2 免許及び資格要件

麻薬取扱者の免許は、麻薬業務所ごとに厚生労働大臣または都道府県知事が与える。

麻薬取扱者の免許の有効期間は、「免許日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで」である。また、免許を受けるには、資格要件も必要とされる。

業種	免許権者	資格要件（絶対的基準）
麻薬輸入業者	厚生労働大臣	医薬品の製造販売業の許可を受けている者
麻薬輸出業者		医薬品の製造販売業または販売業の許可を受けていて、自らが薬剤師であるか、薬剤師を使用している者
麻薬製造業者		医薬品の製造販売業、製造業の許可を受けている者
麻薬製剤業者		医薬品の製造販売業、製造業の許可を受けている者
家庭麻薬製造業者		医薬品製造業の許可を受けている者
麻薬元卸売業者		薬局開設者、医薬品販売業の許可を受けているものであって、自ら薬剤師であるかもしくは薬剤師を使用している者
麻薬卸売業者	都道府県知事	薬局開設者、医薬品販売業の許可を受けているものであって、自ら薬剤師であるかもしくは薬剤師を使用している者
麻薬小売業者		薬局開設者
麻薬施用者		医師、歯科医師、獣医師
麻薬管理者		医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
麻薬研究者		学術研究上必要な者

MEMO

03 向精神薬に関する規制

重要度



1 取扱者・取扱い施設の定義

向精神薬を取り扱うことができる者を「向精神薬取扱者」といい、**免許**を受ける必要がある。

【向精神薬取扱者】

向 精 神 薬 営 業 者	向精神薬輸入業者	向精神薬を輸入することを業とする者
	向精神薬輸出業者	向精神薬を輸出することを業とする者
	向精神薬製造製剤業者	向精神薬を製造、製剤、小分けすることを業とする者
	向精神薬使用業者	向精神薬を加工して向精神薬以外の物にすることを業とする者
	向精神薬卸売業者	向精神薬取扱者に向精神薬を譲渡することを業とする者
	向精神薬小売業者 (主に薬局)	向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲渡 することを業とする者
向精神薬試験研究施設設置者	研究・検査のため向精神薬を製造、使用する施設の設置者であって厚生労働大臣または都道府県知事の登録を受けた者	
病院等の開設者		

【向精神薬取扱施設】

向精神薬営業所	向精神薬営業者が業務上、向精神薬を取扱う店舗、製造所、製剤所、薬局など
---------	-------------------------------------

2 免許及び資格要件

向精神薬営業者免許は、厚生労働大臣または都道府県知事が向精神薬業務所ごとに与える。

向精神薬輸入（出）業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者の免許の有効期間は5年間（免許権者が厚生労働大臣であるもの）。向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者の免許の有効期間は6年間（免許権者が都道府県知事であるもの）。また、資格の基準には絶対的基準と相対的基準がある。

薬局開設者は、向精神薬卸売業者および向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされる。また、薬局管理者は向精神薬取扱責任者とみなされる。

わかる！用語解説

薬局開設者は、向精神薬小売業者だけではなく、向精神薬卸売業者としてのみなし規定もあるため、一部の向精神薬を除き、向精神薬は薬局間で譲渡できる。

MEMO

	免許権者	有効期間	資格要件（絶対的基準）
向精神薬輸入業者	厚生労働大臣 （地方厚生（支）局長）	5年間	なし
向精神薬輸出業者			
向精神薬製造製剤業者			
向精神薬使用業者			
向精神薬卸売業者	都道府県知事	6年間	
向精神薬小売業者			

MEMO

Medisere

Yakugaku Study

薬学スタディー

詳細・追加申込はこちら▶



<http://lib.medisere.co.jp/>

